明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

【内閣官房令・府令・デジタル庁令・省令】
○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣官房・内閣府・カジノ管理委員会・デジタル庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛一）　一
【府令・デジタル庁令・省令】
○東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・デジタル庁・復興庁・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　二
〔デジタル庁令〕
○デジタル庁組織規則（デジタル庁一）　二
○デジタル庁聴聞手続規則（同二）　三
○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（同三）　五
○デジタル庁の主管又は所管に係る一般会計及び特別会計の歳入について証券をもって納付し得る種目を定めるデジタル庁令（同四）　五
○デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令（同五）　六
○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令（同六）　九
○デジタル庁所管補助金等交付規則（同七）　一五
○デジタル庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定するデジタル庁令（同八）　一五
〔告示〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条の二及び第二十六条の三の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示（デジタル庁一）　一五
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件（同二）　一五
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件（同三）　一六
○デジタル庁の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（同四）　一六
○デジタル庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件（同五）　一六
○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の規定に基づき電子情報処理組織による手続等を定める告示（同六）　一六

内閣官房令・府令・デジタル庁令・省令

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、デジタル庁令、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令　第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　義偉
カジノ管理委員会委員長　北村　道夫
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　岸　信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係） ［一～三十五の五　略］ 三十五の六　デジタル庁及び総務省 三十五の七　デジタル庁、総務省及び財務省 三十五の八　デジタル庁及び法務省 ［三十六～九十三　略］	**別表**（第二条関係） ［一～三十五の五　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［三十六～九十三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和三年九月一日から施行する。